

公益社団法人 東洋療法学校協会

入会及び退会規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人東洋療法学校協会（以下「この法人」という。）定款第3章に規定する正会員及び賛助会員の、入会及び退会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（正会員の入会要件）

第2条 正会員として入会しようとする者は、次の要件を満たしているものとする。

- （1）この法人の目的及び事業に協力できる体制を整えていること。
- （2）あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に関する教育が適確に実施されていること又は実施されることが確実であると認められること。
- （3）この法人の定める倫理綱領に適合していること。
- （4）1年以上の教育実績があること。

（正会員の入会手続き）

第3条 正会員として入会しようとする者は、次の書類をこの法人の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- （1）入会申込書（様式Ⅰ）
- （2）設立趣意書
- （3）誓約書（様式①）
- （4）学校設置者、学校長及び会員校代表者の履歴書（様式②）
- （5）専任教員名簿（様式③）
- （6）学則及び学校案内
- （7）設置母体の規則（例：学校法人の場合は寄附行為）

2 入会申し込み時期は随時とする。

（正会員の入会審査）

第4条 前条の規定により書類を受理したときは、この法人の理事会（以下「理事会」という。）は速やかに入会の可否について審議しなければならないものとする。

2 前項の審議の実施にあたっては、理事会は当該校に対し必要な書類の提出を求め

るものとする。

- 3 第1項の審議の実施にあたっては、理事会は当該校を訪問し設立趣意等の説明を受けるものとする。

(賛助会員の入会手続き等)

第5条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式Ⅱ)を会長に提出するものとする。

- 2 入会申し込みの時期は随時とする。

- 3 第1項の規定により書類を受理したときは、理事会は速やかに入会の可否について審議しなければならないものとする。

(審査の結果)

第6条 会長は、理事会が正会員及び賛助会員(以下「会員」という。)の入会の可否を決したときは、直ちにその旨を申込者に通知しなければならない。この場合において、入会を承認された申込者に対しては、その者が納入すべき入会金及び会費の額、納入時期、納入方法その他必要な事項(以下「入会金等」という。)を合わせて通知しなければならないものとする。

- 2 前項の規定による通知の様式は、別に定める。

(登録)

第7条 会長は、入会を承認された申込者が、前条第2項の規定による通知に従い所定の事項を履行したときは、その履行年月日、会員の種別、名称及び氏名、住所その他必要な事項を会員名簿に登録しなければならないものとする。

- 2 会長は、会員名簿に登録したときは、これを会報に搭載して会員に知らせるものとする。

(退会)

第8条 会員は、定款第8条の規定に基づき、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第9条 前条第1項の規定又は定款第9条の定めにより会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第3条及び第5条の入会の手続きを求めることとする。

2 前項の再入会の申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納金を支払わない限り、再入会は認めない。また、定款第9条の定めにより会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

3 前項の再入会を承認された申込者に対しては、入会金等を合わせて通知しなければならないものとする。

(様式)

第10条 この規程に規定する必要な書類及び通知並びにその様式は、理事会が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、令和6年6月11日から施行する。(令和6年6月11日総会決議)

3 この規程の施行により、従前より実施していた「公益社団法人東洋療法学校協会正会員並びに賛助会員の入会に関する規程」は廃止する。